

# 一般社団法人岡山県中小企業診断士会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人岡山県中小企業診断士会（以下「本会」という）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

### (目的)

第3条 本会は、本会会員（以下「会員」という）相互の連携を緊密にし、会員の指導及び資質の向上に努めるとともに、中小企業診断制度の普及と推進を図り、もって中小企業の振興と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事業及び業務)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び業務を行う。

- (1) 会員相互の連携を図るための指導及び連絡
- (2) 会員の資質の向上を図るための研修会及び研究会に関する事業
- (3) 中小企業の経営の診断及び経営に関する助言（以下「経営診断」という）に関する調査研究及び関係機関への提言
- (4) 中小企業の経営支援のための情報の収集及び提供
- (5) 中小企業の経営支援のためのシンポジウム及びセミナーの開催
- (6) 経営診断及び支援の実施
- (7) 経営相談業務の実施
- (8) 官公庁、その他関係団体及び諸機関との連絡、協力並びに提携
- (9) 海外関係機関との情報交換及び国際協力
- (10) 会員の経営診断事業等に関する紹介
- (11) 会員の経営診断業務の円滑公正化
- (12) 中小企業診断士制度の維持、発展に関する業務
- (13) 一般社団法人中小企業診断協会に関する事業
- (14) 会報の発行に関する事業
- (15) 会員の福利厚生に関する事業
- (16) 会員のコンプライアンスに関する業務
- (17) 会員の慶弔、表彰及び綱紀に関する業務
- (18) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業及び業務

## 第2章 会員

### (法人の構成員)

第5条 本会の会員の種類及び資格は、次のとおりとする。

(1) 正会員

- イ 中小企業支援法による登録を受けた者
- ロ 中小企業支援法第12条に定める試験（第2次試験）に合格した者
- ハ 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第1条第2号イで定める実務補習を修了した者
- ニ 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第2条第1号に定める養成課程又は登録養成課程を修了した者

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業及び業務に協力しようとする法人及び個人

- 2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

### (入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人会員にあっては、代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに理事会において別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

### (入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (退会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、事前に理事会で別に定める退会届を会長に届け出なければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
  - (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
  - (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
  - (3) 法人が解散し、又は破産したとき。
  - (4) 会費を納入せず、督促後なお当該事業年度末までに会費を納入しないとき。

- 3 個人会員が中小企業診断士の資格を消除されたときは、退会又は賛助会員のいずれかを選択しなければならない。なお、中小企業診断士の資格を消除された当該事業年度末までに、その選択をしなかった場合には、その当該事業年度末をもって退会したものとみなす。

#### **(除名)**

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、本会の定款第17条第2項の総会の決議を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### **(懲戒)**

第9条の2 会長は、正会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として注意、戒告、会員資格停止、退会勧告の処分をすることができる。

- (1) 法令又は本会の定款、規則若しくは規程等に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他懲戒に処すべき正当な事由があるとき
- 2 会長が、前項に掲げる懲戒処分を行う場合は、理事会の決議を得た後でなければならない。
  - 3 本条の規定に関して必要な手続き及び内容については、理事会の決議を得て会長が別に定める。

#### **(登録取消による自動退会)**

第9条の3 会員が、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第6条第1項の規定により資格の登録を取り消されたときは、会員の資格を失い退会とみなす

#### **(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)**

第10条 会員が第8条から前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、会費の滞納を含む未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第3章 総会

### (構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 本会が実施する事業に関して、本会が支出する謝金等及び会員から徴収する手数料のうち定型的な業務にかかる額又は割合
- (4) 役員の報酬等の額
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

### (招集)

第14条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

3 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、同項の書面による通知を発したものとみなす。

### (議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第 13 条第 3 項の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席構成員のうちから議長を選出する。

#### (議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

#### (議決)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の同意でこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

#### (書面表決等)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により又は電磁的方法により又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により表決権を行使する正会員は、前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

#### (議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印する。

## 第 4 章 役員等

#### (役員の設定)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
- (2) 監事 1 人以上

- 2 理事のうち、1人を会長、1人を専務理事とし、さらに必要に応じて1人以上の副会長を置くことができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

#### **(役員を選任)**

第21条 理事及び監事は、総会において、正会員のうちから選任する。

- 2 会長、専務理事及び副会長は、理事会の決議によって理事のうちから選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### **(理事の職務及び権限)**

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において別に定める順序に従い、他の理事が会長の業務を代行する。
- 4 専務理事は、会長を補佐して、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 副会長は、会長を補佐する。
- 6 会長及び専務理事は、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### **(監事の職務及び権限)**

第23条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事務の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、法人法第100条に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

#### **(役員が損害賠償責任の一部免除)**

第24条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

#### **(役員が任期)**

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、いつでも総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

#### (報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

#### (顧問)

第 28 条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とする。
- 5 第 25 条第 1 項の規定は、顧問について準用する。

## 第 5 章 理事会

#### (構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、専務理事及び副会長の選任及び解任

### **(招集)**

第 31 条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において別に定める順序に従い他の理事が理事会を招集する。

### **(議長)**

第 32 条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において別に定める順序に従い他の理事がこれにあたる。

### **(決議)**

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### **(決議の省略)**

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

### **(報告の省略)**

第 35 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 22 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

### **(議事録)**

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## **第 6 章 資産及び会計**

### **(資産の構成)**

第 37 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 寄附金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### **(資産の管理)**

第 38 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

#### **(経費の支弁)**

第 39 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

#### **(事業年度)**

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### **(事業計画及び収支予算)**

第 41 条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得た後、定時総会において報告するものとする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### **(事業報告及び収支決算)**

第 42 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後遅滞なく会長が次の書類を作成し、監事の監査を経、理事会の決議を得た後、総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### **(特別会計)**

第 43 条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

#### **(収支差額の処分)**

第 44 条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

#### (借入金)

第 45 条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、借入れ額をその事業年度の収入額以内とし、理事会において定数の 3 分の 2 以上の決議により承認を得るものとする。

## 第 7 章 定款の変更、解散等

#### (定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

#### (解散)

第 47 条 本会は、法人法第 148 条に規定する事由により解散するほか、総会において特別決議をもって解散する。

#### (剰余金の分配)

第 48 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

#### (残余財産の処分)

第 49 条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会の決議を得、本会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益認定法第 5 条第 17 号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

## 第 8 章 公告の方法

#### (公告)

第 50 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 9 章 補則

#### (委員会)

第 51 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により委員会を設けることができる。

- 2 委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

#### **(事務局)**

第 52 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

#### **(必要事項の決定)**

第 53 条 この定款の実施に関して事務手続などの必要事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

#### **(法令の準拠)**

第 54 条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

**附則**（令和 3 年 6 月 5 日総会議決）

この定款の変更は、令和 3 年 6 月 5 日から施行する。